

一般ソフトウェア及びクラウド補足条項

本一般ソフトウェア及びクラウド補足条項（以下「一般ソフトウェア及びクラウド条項」という。）は、オーダーに記載されたシーメンスの法人と当該オーダーを承諾したお客様との間の基本条項に加えて適用されます。

本条項は、以下に対してのみ適用されます。

- ソフトウェア又はクラウドサービス（又はその組み合わせ）。
- 上記に関連する保守及びサポートサービス並びにドキュメンテーション。

本契約における用語の意味は、本書の末尾 又は基本条項で定義されています。

商務条件

1. 納入

1.1. ソフトウェア及びクラウドサービスの納入

オーダーに別段の定めがない限り、納入は以下の時点で行われます。

- a. クラウドサービスについては、シーメンスがお客様にクラウドサービスへのアクセス及びその使用を可能にした時点。
- b. ソフトウェアについては、シーメンスが以下のいずれかを行った時点。
 - シーメンスが指定するウェブサイトからの電子的ダウンロードにより、ソフトウェアをお客様に使用可能にした時点。
 - ソフトウェアを収録した物理的媒体を出荷した時点。
- c. クラウドサービス及びソフトウェアの組み合わせで構成される提供物については、シーメンスが当該ソフトウェア及びクラウドサービスを使用可能にした時点。

1.2. 物理的媒体に関する納入条件

米国又は中国国内で行われるソフトウェア媒体の納入には、EXW（工場渡し）条件（INCOTERMS®2020）が適用します。

その他の全てのソフトウェアは、DAP（仕向地持込渡し）条件（INCOTERMS®2020）が適用されます。

1.3. リモートインストール

お客様は、自らが使用するシステムにソフトウェアがインストールされることに同意します。当該インストールは、クラウドサービスを通じて提供されることがあります。

2. 支払

2.1. シーメンスからの直接購入

オーダーに別段の合意がない限り、シーメンスは、提供物についてお客様に前払いで請求するものとします。

シーメンスが利用可能なその他の救済手段を制限することなく、提供物の超過使用が発生した場合、お客様は、請求書の日付から 30 日以内に、その時点で適用される価格に基づき超過使用分の料金を支払うものとします。

本契約に明示的に定める場合を除き、全ての支払義務は取消不能であり、返金不能です。

2.2. シーメンス認定パートナーを通じた購入

お客様がシーメンス認定パートナーを通じて提供物を調達した場合、請求及び支払については、お客様と当該パートナーとの間で合意された異なる条件が適用されることがあります。

シーメンスは、アカウント管理及び請求を目的として、お客様による提供物の使用及び消費に関する情報を当該パートナーと共有することがあります。

提供物の使用

3. ユーザー

3.1. 正規ユーザー

提供物へのアクセスを許可されるユーザーの数及びそのカテゴリは、エンタイトルメントによって定義されます。シーメンスに対して申告、通知、又は注文を行うユーザーは、お客様に代わってこれらを行っているものとします。

3.2. ユーザーとしての関連会社

お客様の関連会社が提供物にアクセスし、又はこれを使用する権利を有する場合、シーメンスは、当該関連会社に対して直接その権利を行使できるものとします。

4. お客様の責任

お客様は、以下の各号を行うものとします。

- a. 提供物の使用について責任を負うこと。
- b. お客様のシステム及び当該システムに含まれるソフトウェアのセキュリティについて責任を負い、マルウェア、ウイルス、スパイウェア及びトロイの木馬を排除するため、商業上合理的な措置を講じること。
- c. お客様が提供物と併せて使用することを予定しているソフトウェア及びサービスのベンダーから、必要な権利、同意及び許可を自らの費用で取得すること。
- d. お客様に代わって若しくはお客様の招待により、又はお客様のユーザーの招待により提供物にアクセスし、又はこれを使用するユーザーにお客様の義務を遵守させること。
- e. 本契約に基づくユーザーのアカウントを使用し、又はこれにアクセスする個人について責任を負うこと。
- f. お客様が以下のいずれかを認識した場合、直ちにシーメンスに通知し、関連するユーザー又はユーザーアカウントによる提供物へのアクセスを終了させること。
 - ユーザーによる本契約の違反。
 - ユーザーアカウントへの不正アクセス。

5. 使用権

5.1. クラウドサービスの使用権

シーメンスは、提供物に含まれるクラウドサービスにアクセスし、これを使用する非独占的、譲渡不能且つ限定的な権利を、以下の各号を満たす場合に限りお客様に付与します。

- a. お客様の社内業務目的での使用。
- b. 適用されるサブスクリプション期間中での使用。
- c. エンタイトルメント及び本契約に従った使用。

5.2. ソフトウェア及びドキュメンテーションの使用権

シーメンスは、提供物に含まれるドキュメンテーションを使用し、ソフトウェアをインストール及び使用する非独占的、譲渡不能、サブライセンス不能且つ限定的な権利を、以下の各号を満たす場合に限りお客様に付与します。

- a. お客様の社内業務目的での使用。
- b. 適用されるサブスクリプション期間又はオーダーに定めるその他の期間中での使用。
- c. エンタイトルメント及び本契約に従った使用。

5.3. ソースコードの使用権

提供物に含まれるソフトウェアは、通常、実行可能コード又はオブジェクトコードでのみ提供されます。ソフトウェアがソースコードで提供される場合、お客様は、当該ソフトウェアが含まれている該当する提供物を修正又は改善するために限り、当該ソフトウェアを使用できるものとします。当該修正内容又は改善強化内容は全てシーメンスに帰属し、第5.2条に定める使用許諾の対象となります。

6. 使用制限

6.1. 一般条項

本契約で認められている場合を除き、お客様は、以下の各号を自ら行わず、又いかなる個人又は法人にも行わせないものとします。

- a. シーメンスの書面による事前承諾なく、提供物を再販売、譲渡、サブライセンス、公開、貸与、リース又は第三者の利益のために使用すること。
- b. 提供物を修正、修理し、又は提供物の二次的著作物を作成すること。
- c. 提供物をリバースエンジニアリング、逆アセンブル若しくは逆コンパイルし、又はそのソースコードの発見を試みること。
- d. 提供物に適用されていないオープンソースソフトウェアに関するサードパーティー条項の適用対象となり得る方法で、当該提供物を使用すること。
- e. 提供物と競合する製品の開発又は改善目的で当該提供物を使用すること。
- f. 提供物に含まれ、又は提供物に付された所有権表示若しくは凡例を削除すること。

6.2. ソフトウェア及びドキュメンテーションの複製

お客様は、以下の各号を満たす場合に限り、ソフトウェア又はドキュメンテーションを複製（コピー）できるものとします。

- a. 本契約に基づき認められた提供物の使用に必要であること。
- b. お客様が、各複製物に、シーメンスから受領したソフトウェア若しくはドキュメンテーションに含まれ、又はこれらに付された全ての所有権表示を含めること。

6.3. アプリケーション・プログラミング・インターフェース（API）

お客様は、ドキュメンテーションにおいて「公開済み」と特定され、且つ提供物の認められた使用を支援するものとしてドキュメンテーションに記載された、お客様に使用許諾されたAPIのみを使用するものとします。

6.4. 制限の適用範囲

本第6条に定める制限は、強行法規に抵触する範囲では適用されません。

7. 利用規定及び補償

お客様は、お客様及びクラウドサービス又はAIサービスの全てのユーザーが AUP を遵守することを保証するものとします。

お客様は、以下のいずれかに起因する請求、損害、罰金及び費用（弁護士費用及び経費を含む。）について、シーメンス、その関連会社、それらの下請業者及びそれらの代表者を補償し、免責するものとします。

- a. お客様又はユーザーによる AUP の違反。
- b. お客様又はユーザーによる提供物の使用により生じる法令違反又は第三者の権利の侵害。

8. 無償提供物及びプレビュー

- a. シーメンスは、無償提供物及びプレビューを「現状有姿」で、且つ保証、補償、サポート又はその他の義務なしで提供します。プレビューは、本番使用の準備が整ったものではなく、お客様は、自己の責任及び裁量によりプレビューを使用するものとします。
- b. シーメンスは、いつでもプレビューを変更、制限、一時停止又は終了することができるものとします。
- c. お客様は、以下の各号を行うものとします。
 - オーダーにおいて「demo（デモ）」、「test（テスト）」、「evaluation（評価）」、「beta（ベータ）」、「pre-release（プレリリース）」又は類似の記載で識別されたプレビュー及び無償提供物を、社内での試験及び評価目的にのみ使用すること。
 - 試験用プレビューを無償で評価すること。
 - プレビューへのアクセスを、シーメンスが許可した従業員及びお客様の拠点に限定すること。
- d. シーメンスは、お客様によるプレビューの使用後又は使用後にシーメンスが考案又は作成した全ての評価書類、発明及び開発に対する独占的な権原及び所有権を有するものとします。これには、お客様のフィードバックに基づくものを含みます。

9. 権利の留保

全てのソフトウェア、AIサービス、クラウドサービス及び非公開のドキュメンテーションは、シーメンス及びシーメンスのライセンサーの営業秘密です。

シーメンス又はそのライセンサーは、ソフトウェア、AIサービス、クラウドサービス、ドキュメンテーション及びシーメンス IP の権原及び所有権を留保します。シーメンスは、本契約で明示的に許諾されていない提供物及びシーメンス IP に関する全ての権利を有します。

シーメンスは、ソフトウェアライセンスの不正使用を検出するため、ソフトウェアに報告（レポート）メカニズムを組み込む権利を有します。

クラウドサービスに関する追加条項

10. サービスレベル契約

サブスクリプション期間中、シーメンスは、補足条項に定めるクラウドサービスに適用されるサービスレベル契約を遵守するものとします。

11. 対象外

以下の各号は、クラウドサービスには、明示的に含まれません。

- a. インターネット又はその他のネットワークへのアクセス。
- b. クラウドサービスへのアクセス又はその使用に必要な適切な接続性若しくはその他のリソース。
- c. シーメンスがクラウドサービスの提供に使用するデータセンターの広域ネットワークの出口におけるコンテンツの送受信。

12. クラウドサービスの変更

12.1. 認められる変更

クラウドサービスは、シーメンスにより随時、変更、中止又は置き換えられることがあります。

サブスクリプション期間中、シーメンスは、以下のいずれかに対処する場合を除き、代替のクラウドサービスを提供せずにクラウドサービスを中止し、又はその核となる機能を大幅に低下させないものとします。

- a. 新たな法的要件。
- b. 合理的に予見し得なかった技術的変更。
- c. 商業上合理的な方法では解決できないセキュリティリスク。

12.2. クラウドサービスの重大な低下

第12.1条に従いクラウドサービスの重大な低下又は中止が発生した場合、以下の各号が適用されます。

- a. シーメンスは、実務上可能な限り速やかにお客様に通知するものとします。
- b. お客様は、低下又は中止の通知を受領してから 30 日以内に書面で通知することにより、該当する提供物に関するオーダーを終了できるものとします。

オーダーが終了し、又は代替のクラウドサービスが使用できない状態でクラウドサービスが中止された場合、シーメンスは、サブスクリプション期間の残存期間について、該当する提供物に係る前払金を日割り計算で返金するものとします。

13. 第三者のコンテンツ

第三者のコンテンツに関する契約関係は、以下の各号のとおりとします。

- a. お客様と該当する第三者ベンダーとの間でのみ成立します。
- b. 第三者のコンテンツと共に、又はその一部としてシーメンスが提供する別の条項が適用される場合があります。

シーメンスは、第三者のコンテンツ又はお客様によるその使用について責任を負いません。

14. お客様のコンテンツの保護

クラウドサービスは、転送中及び保管中のデータの暗号化を含め、お客様のコンテンツの完全性及び機密性を保護するよう設計されたプロセス及びセーフガードを用いて提供されます。

一部のクラウドサービスでは、お客様がお客様のコンテンツを第三者と共有し、又はお客様のコンテンツを公開できる機能を提供することがあります。お客様は、自己の責任及び裁量により当該機能を使用するものとします。

15. セキュリティ及びデータプライバシー

各当事者は、個人データの保護に対して適用されるデータプライバシー法を遵守するものとします。

シーメンスがお客様から提供された個人データの処理者として行為する場合、関連する提供物の使用については、<https://www.siemens.com/dpt>に掲載されるデータプライバシー規約（これに記載される技術的及び組織的措置を含む。）が適用され、本契約の一部を構成します。

16. システム情報

16.1. システム情報の使用

シーメンス、その関連会社及びそれらの下請業者は、お客様に対する製品及びサービスの販売促進、自らの製品及びサービスのサポート、保守、監視、運用、開発及び改善、又は自らの権利の行使のために、システム情報を使用できるものとします。但し、お客様のコンテンツから抽出されたシステム情報は、他の情報と統合されて元のお客様のコンテンツが識別できない状態で、製品及びサービスの改善の目的に限り使用できるものとします。

16.2. 秘密保持

システム情報は、シーメンスの秘密情報です。シーメンスは、シーメンスの認定パートナーがお客様に対するサポート義務を履行するために合理的に必要な範囲に限り、当該パートナーにシステム情報を開示できるものとします。

17. お客様のコンテンツの取扱い

17.1. お客様のコンテンツに関する責任

お客様は、以下の各号を行うものとします。

- a. 以下のものについて責任を負うこと。
 - お客様のコンテンツ（お客様のコンテンツの管理、譲渡、使用、正確性及び品質、並びにお客様が当該お客様のコンテンツを取得する手段を含む。）。
 - バックアップコピーの保持を含め、お客様のコンテンツを保護、削除及び復元するための適切な措置を講じること。
- b. お客様のコンテンツが保存される地理的地域を確認すること。当該地域は、お客様が所在する国の国外である場合があります。
- c. お客様コンテンツが、第三者の権利を侵害又は法令に違反することなく、本契約に従って処理及び使用できることを保証すること。

17.2. シーメンスによる所有権の取得なし

シーメンスは、お客様のコンテンツに関する権原又は所有権を取得しません。

更新、停止及び終了

18. サブスクリプションの更新

18.1. 更新

オーダーに記載されている場合、又はシーメンスが提供する電子システムにおいて両当事者が合意した場合、該当する有償提供物のサブスクリプション期間は、自動的に更新されます。

更新を避けるためには、いずれの当事者も、当該サブスクリプション期間の終了日の少なくとも 60 日前迄に相手方に通知しなければなりません。

18.2. 更新後の期間

更新後のサブスクリプション期間は、直前のサブスクリプション期間と 12 か月間のうち、いずれか長い方とします。

18.3. 更新時の価格

更新後のサブスクリプション期間中の価格は、以下のいずれかの場合を除き、直前のサブスクリプション期間の終了時に有効であった価格と同一とします。

- a. シーメンスが、現行のサブスクリプション期間終了の少なくとも 90 日前迄に、お客様に価格変更を通知した場合。
- b. 更新後のサブスクリプション期間の価格がオーダーに定められている場合。

18.4. 適用される契約

提供物に適用する本契約又はオーダーに参照としてオンライン条項が組み込まれている場合、更新後のサブスクリプション期間には、その時点における最新のオンライン条項が適用されるものとします。

19. 停止及び制限

19.1. 停止及び制限の権利

シーメンスは、以下のいずれかに該当する場合、お客様又はユーザーの提供物へのアクセス及びその使用の全部又は一部を直ちに停止又は制限できるものとします。

- a. シーメンスが、提供物の使用が以下のいずれかに該当すると合理的に判断した場合。
 - 提供物、シーメンス又は第三者に対するセキュリティ上のリスクを生じさせること。
 - シーメンス又は第三者に責任を負わせることになること。
- b. シーメンスが、第20条に基づき直ちに終了権を有する場合。

19.2. 効果

停止又は制限には、以下の各号が適用します。

- a. 本契約に基づきシーメンスが利用可能なその他の権利を制限しないものとします。
- b. お客様の支払義務は免除されないものとします。
- c. 当該停止又は制限を行う理由が存在しなくなった時点で速やかに解除されるものとします。

20. 終了

20.1. 双方の契約終了権

いずれの当事者も、該当するサブスクリプション期間中は、便宜のためにオーダーを終了することはできません。

一方当事者は、該当するサブスクリプション期間中、以下の各号を満たす場合に限り、提供物に関するオーダーを直ちに終了できるものとします。

- a. 相手方当事者が本契約に重大な違反をした場合。
 - b. 当該違反を違反に関する通知から 30 日以内に是正しない場合。
- かかる終了は、当該違反の影響を受ける提供物についてのみ効力を有します。

20.2. シーメンスの契約終了権

シーメンスは、お客様が以下のいずれかに該当する場合、お客様に通知のうえ、一部若しくは全てのオーダー又は本契約を直ちに終了できるものとします。

- a. 適用法令又は政府当局の要請に遵守しない場合。
- b. ソフトウェアを不正にインストールし、又は使用した場合。
- c. 一般ソフトウェア及びクラウド条項の第2.1条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第25条及び第26条、又は基本条項の第9条、第11条若しくは第25条に何らかの形で違反した場合。

20.3. 終了又は満了の効果

20.3.1. **アクセス及び使用权。**以下のいずれかに該当する場合、該当する提供物のアクセス、使用、又は受領に関するお客様の権利は、自動的に終了します。

- a. 該当するサブスクリプション期間が満了した場合。
- b. 一つ又は複数の提供物に関するオーダーが終了した場合。

20.3.2. **お客様の義務。**満了又は終了時には、お客様は、直ちに以下の各号を行うものとします。

- a. 影響を受ける提供物の使用を停止すること。
- b. 自己の占有又は管理下にある、当該提供物に関連する全てのソフトウェア及びその他のシーメンスの秘密情報を削除し、破棄すること。
- c. 前号の削除及び破棄をシーメンスに対して書面で証明すること。

20.3.3. **お客様のコンテンツの利用可能性。**お客様のコンテンツは、お客様が本契約を遵守し、適用される料金を支払うことを条件として、30 日間ダウンロード可能な状態で保持されます。その後、お客様のコンテンツは削除されます。

20.4. 返金

本契約又はいずれかのオーダーが第20.1条又は第20.2条に基づきシーメンスにより終了された場合でも、合意された料金の総額に対するお客様の支払義務が免除されることはなく、当該金額は終了時に直ちに支払期限が到来し、支払われるものとします。

いずれかのオーダーが第20.1条に基づきお客様により終了された場合、シーメンスは、影響を受ける提供物について、サブスクリプション期間の残存期間に対する前払金を日割り計算で返金するものとします。

20.5. 存続条項

一般ソフトウェア及びクラウド条項の以下の条項は、オーダーの終了後も存続するものとします。第2条（支払）、第4条（お客様の責任）、第6条（使用制限）、第7条（利用規定及び補償）、第9条（権利の留保）、第16条（システム情報）、第20.3条（終了又は満了の効果）、第23条（免責事項）、第25条（情報提供義務及び監査）並びに第26条（デジタル提供物向け外国貿易規制遵守）。

保証

21. ソフトウェアの保証

21.1. 保証範囲

シーメンスは、提供物がお客様に使用可能となった日から 90 日間、ソフトウェアがドキュメンテーションに記載された特性及び機能に実質的に沿って動作することを保証します。

21.2. 救済措置

法令で許容される範囲において、ソフトウェアに関する本保証の違反に対するシーメンスの全責任及びお客様の唯一かつ排他的な救済措置は、シーメンスの選択により、シーメンスが以下のいずれかを行うこととします。

- a. エラーを修正、又は回避策を提供すること。
- b. 不適合のあるソフトウェアを交換すること。
- c. 不適合のあるソフトウェアの返却をお客様に依頼し、本保証に準拠していない提供物に関するオーダーを終了し、当該提供物について支払われた価格を返金すること。

21.3. 除外事項

ソフトウェアに関する保証には、以下の各号は含まれません。

- a. リミックスにより提供されるソフトウェア。
- b. オーダー発効日時点で廃止又は一般的サポートの対象外と指定されたソフトウェア。
- c. 適用される補足条項に定める保守サービス条項に基づき提供されるソフトウェア。
- d. 再現不能なエラー。
- e. 本契約の条件に従ってソフトウェアを使用しなかったことに起因する問題、不具合又は不適合。

22. クラウドサービスの保証

22.1. 保証範囲

シーメンスは、クラウドサービスがドキュメンテーションに記載された特性及び機能に実質的に沿って動作することを保証します。

22.2. 救済措置

法令で許容される範囲において、クラウドサービスに関する本保証の違反に対するシーメンスの全責任及びお客様の唯一かつ排他的な救済措置は、シーメンスの選択により、シーメンスが以下のいずれかを行うこととします。

- a. 不適合のあるクラウドサービスが本保証に適合するよう、商業上合理的な努力を用いてこれを復旧すること。
- b. 復旧が商業上合理的でない場合、不適合のある提供物に関するオーダーを終了し、関連するサブスクリプション期間の残存期間について、当該提供物に係る前払金を日割り計算で返金すること。

22.3. 除外事項

クラウドサービスに関する保証には、以下の各号は含まれません。

- a. 再現不能なエラー。
- b. お客様のコンテンツ、第三者のコンテンツ、又は本契約の条件に従ってクラウドサービスを使用しなかったことに起因して生じる問題、不具合又は不適合。

23. 免責条項

- a. シーメンスは、本契約に明記された限定的な保証のみを行い、商品性及び特定目的への適合性に関する黙示の保証を含むその他全ての保証を行いません。
- b. お客様に対する説明、提案その他の連絡における提供物、特性又は機能に関する表示も、技術情報であり、保証又は特定の結果を保証するものではありません。
- c. シーメンスは、以下のいずれも保証しません。
 - お客様が意図した結果を達成すること。
 - 提供物がお客様の意図した使用に適していること。
 - 提供物がお客様による特定の使用に適用される全ての法令を遵守していること。
 - シーメンスが、お客様のニーズを満たすよう、報告されたエラーを修正し、又はサポート依頼を解決すること。
 - 提供物又は第三者のコンテンツが、中断・エラーがなく、フェイルセーフで耐障害性があり、又は有害なコンポーネントを含まないこと。
 - お客様のコンテンツ及び第三者のコンテンツを含め、あらゆるコンテンツが安全であり、又は喪失若しくは損傷しないこと。
- d. シーメンスは、お客様のプロセス、又はお客様（若しくはお客様の顧客）の製品若しくはサービスの作成、検証、販売若しくは使用を管理しません。
- e. シーメンスは、侵害請求についてお客様を補償する義務を除き、第三者がお客様に対して行ういかなる請求又は要求についても責任を負わないものとします。
- f. お客様は、提供物の使用を通じてお客様又はユーザーが生成した出力について、これを使用し、配布し、又は依拠する前に、その正確性、完全性その他利用上関連する要素を評価する責任を単独で負うものとします。

その他

24. 通知

24.1. 通知方法

シーメンスは、以下のいずれかの方法によりお客様に通知できるものとします。

- a. クラウドサービス又はサブスクリプションコンソール上に通知を掲載する方法。
- b. お客様が提供した、又はその時点でサブスクリプションコンソールに関連付けられている住所若しくは連絡先電話番号宛てに、Eメールその他のテキストメッセージを送信する方法。
- c. 関連するユーザーにEメールを送信する方法。

請求又は紛争に関する通知は、常に、該当するオーダーに記載された当事者の住所宛てに送付されるものとします。

24.2. 通知の到達日

お客様が以下のいずれかに該当する場合、通知はその日付から 3 日後にお客様に提供されたものとみなされます。

- a. サブスクリプションコンソールを定期的に確認しない場合。
- b. お客様又はお客様の下請業者の管理下にある機器又はサービスに関連する技術的問題により通知を受領しない場合。

24.3. 住所

いずれの当事者も、相手方に書面で通知することにより、住所を変更できるものとします。

お客様は、クラウドサービス及びサブスクリプションコンソールを定期的に確認し、お客様の代表者の最新のEメールアドレスをシーメンスに提供するものとします。

25. 情報提供義務及び監査

25.1. 情報提供義務

お客様は、本契約の遵守状況を確認するためにシーメンスが合理的に要求する情報又はその他の資料を提供するものとします。

25.2. シーメンスの監査権

お客様は、シーメンスが提供するインベントリツールを用いて、自己監査を実施することができるものとします。当該自己監査は、シーメンスの要請から20日以内に開始され、且つ、開始から20日以内に完了しなければなりません。お客様が、シーメンスが合理的に満足する内容で当該セルフサービス監査を実施しない場合、シーメンス又はその認定代理人は、監査の完了を支援するため、お客様の施設に立ち入ることができるものとします。

シーメンスは、ソフトウェアライセンスの不正使用を検出するため、ソフトウェアに報告（レポート）メカニズムを組み込む権利を留保します。

26. デジタル提供物向け外国貿易規制遵守

基本条項第11条に加えて、お客様は、以下の各号を遵守するものとします。

- a. 外国貿易規制に基づき禁止され、又は包括的制裁の対象となる場所から、又は当該場所において、ソフトウェア又はクラウドサービスをダウンロード、インストール、アクセス又は使用しないこと。
- b. 外国貿易規制上の制裁対象者リストに記載されている、又は記載された者が所有若しくは支配する法人若しくは個人に対して、ソフトウェア又はクラウドサービスへのアクセスを許諾、移転、（再）輸出（みなし（再）輸出を含む。）、又は使用可能にしないこと。
- c. ソフトウェア又はクラウドサービスを、外国貿易規制により許可された目的に限って使用すること（例：軍備、核技術又は兵器に関連して使用しないこと。）。
- d. 非規制のコンテンツ（例：EUでは AL = N、米国では ECCN = N 又は EAR99）に限りクラウドサービスのプラットフォームにアップロードすること。
- e. 外国貿易規制の遵守を確保するために必要な情報を、全てのユーザーに提供すること。

27. 米国政府に適用されるライセンス権

- a. 提供物は、民間費用のみによって開発された商用製品及び商用サービスです。
- b. 米国政府による使用のために直接又は間接に取得される提供物は、48 C.F.R. § 2.101に定義される「商用製品」、「商用サービス」及び「商用コンピューターソフトウェア又はコンピューターソフトウェアドキュメンテーション」です。
- c. 提供物は、48 C.F.R. § 12.212及び48 C.F.R. § 227.7202により要求されるとおり、本契約の条件に基づいてのみ使用できます。
- d. 米国政府は、本契約に定める権利のみを有し、本契約は、適用される強行連邦法に抵触する規定を除き、政府の注文文書に記載された矛盾する条件に優先します。
- e. シーメンスは、セキュリティクリアランスを取得すること、又は米国政府の機密情報へのアクセスに関与することを要求されないものとします。

定義

AI	ユーザー入力に基づいてコンテンツを生成する能力を有する、統計的学習アルゴリズム、モデル、ニューラルネットワーク、機械学習、ディープラーニング並びに関連する手法及びツールを含む人工知能技術を意味します。
AIサービス	AIを組み込み、利用し、活用し、又はAIによって提供若しくは機能するとシーメンスが指定し、提供するサービスを意味します。
AUP	https://www.siemens.com/sw-terms/aup に掲載されているシーメンスの利用規定を意味します。
エンタイトルメント	該当するオーダー、補足条項又はドキュメンテーションに記載されている提供物のライセンスタイプ、使用タイプ、制限、数量、その他の測定値又は当該提供物の使用が許可される条件を意味し、以下のものを含まれます。 • 当該提供物の使用を許可されるユーザー数及びそのカテゴリに関する制限又は制約。 • 許可される地理的地域。 • 利用可能なストレージスペース。 • 計算能力。 • その他の属性及び指標。
お客様のコンテンツ	お客様又はユーザー自身により若しくはそれらに代わり提供物に入力されたコンテンツ、及び当該コンテンツに基づきお客様又はユーザーが当該提供物を使用して生成した出力を意味します。これには、以下のものは含まれません。 • ドキュメンテーション • シーメンスIP • 第三者のコンテンツ。 • シーメンス又はその関連会社若しくはそれらのライセンサーが所有又は管理し、提供物を通じて若しくは提供物内で提供するコンテンツ。
クラウドサービス	本一般ソフトウェア及びクラウド条項に基づきシーメンスが提供するオンラインサービス及び関連するクラウドベースのAPI（アプリケーションプログラミングインターフェース）を意味し、単独で提供されるか、又はソフトウェア若しくはAIサービスと組み合わせて提供されるかを問いません。これには、以下のものが含まれます。 • software-as-a-service（ソフトウェア・アズ・ア・サービス）。 • platform-as-a-service（プラットフォーム・アズ・ア・サービス）。 • クラウドホスティングサービス。 • オンライントレーニングサービス。 クラウドサービスには、ソフトウェア、お客様のコンテンツ及び第三者のコンテンツは含まれません。
コンテンツ	データ、テキスト、オーディオ、動画、画像、モデル又はソフトウェアを意味します。
サブスクリプション期間	オーダーに記載されている、お客様が期限付き提供物を利用できる期間を意味します。更新された場合は、新たなサブスクリプション期間となります。
サブスクリプションコンソール	提供物のサブスクリプションを管理するためお客様がシーメンスとの間で維持する管理用ユーザーアカウントを意味します。
シーメンス IP	提供物（アルゴリズム及びモデルを含む。）又は提供物の基礎となる技術ソリューションに関わる又はこれらの提供若しくは納入に使用される全ての特許、著作権、営業秘密、及びその他の知的財産権並びにそれらの改良、改修、又は派生物を意味します。
システム情報	お客様のコンテンツ、並びに提供物の使用、運用、サポート及び保守に関する情報、統計及び指標を意味します。
ソフトウェア	本一般ソフトウェア及びクラウド条項に基づきシーメンスがお客様に使用を許諾してダウンロードを可能にした又はインストールの為に納入したソフトウェアを意味します。これには、アップデート、改修、設計データ及びこれら全てのコピー、関連するソフトウェアベースのAPI、スクリプト、ツールキット、ライブラリ、参照コード又はサンプルコード、モデル並びに同様の資料が含まれます。

第三者のコンテンツ	第三者が所有又は管理し、当該第三者によりクラウドサービスを通じて、又はクラウドサービスに関連してお客様に提供されるコンテンツ、アプリケーション及びサービスを意味します。
プレビュー	「beta（ベータ）」、「preview（プレビュー）」、「pre-release（プレリリース）」、「early access（アーリーアクセス）」又は「non-general release（非一般リリース）」として識別される提供物又はそれらの機能を意味します。
無償提供物	無償でお客様に提供される提供物を意味します。